

令和3年第1回教育委員会定例会議事録

令和3年1月19日

東久留米市教育委員会

令和3年第1回教育委員会定例会

令和3年1月19日(火) 午前11時開会
市役所7階 703会議室

議題 第1 諸報告1

(1) 令和3年度東久留米市一般会計(教育費)当初予算(原案)について

第2 諸報告2

(2) 新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

○緊急事態宣言の発令に伴う対応について ○令和3年成人式について

○令和2年度卒業式及び令和3年度入学式について ○その他

(3) その他

第3 議案第1号 令和2年度東久留米市一般会計(教育費)3月補正予算(案)について

第4 議案第2号 東久留米市文化財の指定について

第5 議案第3号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について

※日程第1「諸報告1(1)令和3年度東久留米市一般会計(教育費)当初予算(原案)について」の報告は非公開で行ったため、公開の議事録に掲載していません。

出席者(5人)

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙 一 郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そ わ か

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

企 画 経 営 室 長	土 屋 健 治
財 政 課 長	功 刀 隆
教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	栗 岡 直 也
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主 幹 ・ 統 括 指 導 主 事	今 野 稔 恵

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長 鳥 越 富 貴

傍聴者 2人 ※日程第1は非公開のため傍聴者なし

(午前 11 時 27 分)

(公開の会議を開く)

◎傍聴の許可

- 園田教育長 これより公開の会議に入ります。
傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
- 鳥越庶務係長 いらっしゃいます。

(傍聴者入室)

- 園田教育長 傍聴の方にお知らせします。新型コロナウイルス感染症対策のため傍聴席の間隔をできるだけ空けていること、窓の扉を開けて換気を行うなど行っていますが、マスクをしていただくなど、個々の対策もおとりいただきますようお願いします。
なお、お配りした資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎諸報告 2

- 園田教育長 日程第 2、「新型コロナウイルス感染症に伴う対応について」の説明をお願いします。
- 椿田指導室長 新型コロナウイルス感染症に伴う対応についてのうち、「緊急事態宣言の発令に伴う対応について」、指導室から説明します。

1月6日付で、各学校に、新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底についての通知を出しました。都の通知を受け、「1月31日までは様々な活動の自粛を」という内容で行っていましたが、緊急事態宣言が発令され、都の通知についても様々な活動は緊急事態宣言が解除されるまで自粛と示されましたので、改めて1月12日付の「緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について」を各学校に発出しました。

内容は基本的な感染症予防策の徹底ということで、新型コロナウイルス感染症についての理解や「三つの密」の徹底した回避、正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行、咳エチケットの徹底等を各学校に指導するよう求めています。

また、学習活動については子どもたちが密になる活動、例えば合唱、家庭科の調理実習など各教科の指導に示された内容については緊急事態宣言が解除される日まで中止としました。また、部活動についても同様に緊急事態宣言の解除される日まで、全ての部活動を中止としています。学校行事についてですが、公共交通機関を利用するまたは都県境を越えるような校外学習については、同様に、緊急事態宣言が解除される日まで中止または延期としています。裏面には昼食や休憩時の過ごし方、家庭における感染症対策の依頼を記載して、学校に通知しました。

- 白土学務課長 学務課における対応です。学務課からは、指導室長から説明がありました校長充ての文書にも記載しているように、改めてガイドラインに基づいた感染症対策の徹底を各校にお願いしています。また、1月13日の校長会において、感染症対策の徹底とともに、新型コロナウイルス感染症が学校で発生した際の対応について改めて周知徹底をしました。
- 板倉生涯学習課長 生涯学習課関連について報告します。生涯学習課の所管施設である生涯学習センター、スポーツセンター、青少年センター、上の原グラウンドについては、対策本部会議の決定に基づいて開館時間を夜8時までとしました。また、生涯学習センターについては条件を付して一部緩和していましたがホールの利用定員を再び条件を付さずに2分の1までとしたほか、調理室の貸出し中止の対応をとっています。この対応に伴う施設使用料については同じく対策本部会議の決定に基づいて、1月8日から2月7日までの分について全額返還し、さらに1月4日以降2月7日までの間、不要不急の外出、移動自粛といった観点から、施設の使用制限によらず自主的に施設利用を取りやめた場合にも同様に施設使用料を全

額返還することとしています。

続いて、小・中学校の校庭、体育館及び教室の各種開放事業での対応ですが、学校での部活動の中止に伴い、1月8日から1月31日までの間は開放事業を中止しています。この中止に当たっては、利用を予定していた各団体に1月7日から個別に電話で連絡しています。なお、学校の部活動の中止の期間は現時点においては2月7日までと承知しています。1月下旬には国の動向等も注視しながら、2月以降の対応についてさらに周知していく予定としています。

続いて、1月11日に予定されていた成人の日の集いについて報告します。緊急事態宣言の発出に伴い、1月5日に生涯学習センターでの式典の中止を決定し、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、防災無線、市内各施設の張り紙等を行い、中止の周知を図りました。幸い、式典当日に誤って会場を訪れる新成人はいませんでした。

なお、当日は一部の新成人が生涯学習センターを訪れ、友人と記念写真を撮影するなどの場面が見られました。市ホームページ上ではオンライン式典として教育長の式辞、市長・市議会議長の祝辞、4名の新成人代表の言葉を動画で紹介するほか、「リモートでつながろう！東久留米市新成人名鑑～COVID19に負けない20歳たち～」と題して、新成人の皆様様の近況報告の写真と新成人の抱負として簡単なメッセージを募集し、市のゆかりのある20歳の皆様様が市ホームページを活用してオンライン上でつながれる取り組みを実施しています。

○**椿田指導室長** 続いて、令和2年度卒業式及び令和3年度入学式についてです。令和2年度卒業式は中学校が3月19日、小学校が3月25日、令和3年度入学式については小学校が4月6日、中学校が4月7日の日程どおりに現時点では行う予定です。今回、学校に通知しましたのはそれぞれの実施内容について示しています。

先ず卒業式についてです。式場は前後左右少なくとも1座席分程度は確保し、身体的距離を十分とるようにすることと換気することを徹底しています。参列者は教職員、卒業生、在校生、卒業生保護者とし、来賓の招待は行わないようにしています。会場の広さや人数に応じて各学校で人数等は決めていただくようになっています。また、卒業式当日も参列者の咳エチケットの励行（マスク着用）について案内するようになっています。内容については呼名への返事、合唱や呼びかけ等の実施をしながらも、式全体が1時間以内になるように計画しています。さらに、予行や事前練習などは極力少ない回数で済むように計画するようになっています。

入学式については卒業式同様に身体的距離を確保しながら、参列者は教職員、新入生、在校生、新入生保護者としています。同様に来賓の招待は行いません。また、式全体が1時間以内で計画するようになっています。なお、今年度の入学式は、急遽、校庭で行いました。今後の感染症の動向等によっては内容を変更する可能性があることをご承知おきください。

その他ですが、私からは、今週末の1月22日に行われる東中学校の研究発表会について報告します。当初は人数制限を設けながら発表会を行う予定でしたが、このような状況になりましたので今回はWebによる開催とします。教育委員の皆様にはWebで見られるように今後IDを付与する予定です。

○**白土学務課長** 学務課からは、市立小学校及び中学校における新型コロナウイルス感染症への感染について報告します。資料はありません。12月25日開催の教育委員会臨時会の後に、小学校及び中学校の児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した事案が4件確認されています。令和3年1月4日及び7日に小学校、14日及び18日に中学校において児童または生徒、それぞれ1名ずつが新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。いずれも調査の結果、学校活動において感染拡大のおそれがないことが確認されたことから、当該校においては臨時休業を実施していません。

○**園田教育長** ひとつとおりコロナウイルス感染症に伴う対応について説明がありました。これ

についてご質問があればどうぞ。

- 尾関教育委員 卒業式や入学式は毅然とした対応がいいと思いますが、時々、予行演習に熱が入り、齟齬（そご）を来すこともあるようですので気をつけてもらいたいと思います。
- 馬場教育委員 東京都の感染状況から考えると、東久留米でも児童・生徒、先生たちも含めて、日に2～3人ずつ増えてくるのではないかと思います。先生方や子どもたちも頑張っただけで対応してくれていると思うのですが、新種も出てきて気が抜けません。感染した子どもたちはまだ少数ですからどうしても周りは偏見を持ってしまいがちでしょうし、感染した子どものことを嫌だという思いが起こってしまうと思います。先生たちも精いっぱい子どもたちを守ろうとしてくれていると思いますが、今後も引き続き、かかった子どもたちに対するケアを徹底していただきたいです。

もう一つ懸念されるのは、部活ができないということです。何かあった時は部活の友達が心の支えになります。家で何かあった時にも部活が心の支えになったり、ストレスを発散できる場所だったりしていたと思うのです。そういう大切な場所が今は奪われていますので、ストレスが相当溜まっていると思います。成長期にある子どもの思いには言葉掛けだけでは捉えられない、ものすごいエネルギーがあります。ステイホーム中に子どもたちに何を与えられるかということも大切ですが、学校は休業ではないが活動に制限がかかっているのもっとモヤモヤしたものが溜まってしまったりもするかもしれないので、具体的な対応を考えてあげていけたらいいなと思います。

現場の先生方や保護者の皆さんにはさまざまご協力いただいていると思います。ありがとうございます。

- 園田教育長 差別と偏見についてどういう対応をするのか説明してください。
- 白土学務課長 感染が発生した各校においては、事実の伝え方であるとか偏見に対する生徒への指導については、各校の状況に応じて行っていると伺っています。今のところ、各校において大きなトラブルとなっているような事案はないと伺っています。
- 椿田指導室長 偏見や差別が起きないようにするために、校長会等でも校長先生方に指導しました。それもあり、各学校では全校朝会の校長講和の中にそういった話を入れたり、日ごろからの道徳教育を通じて差別のないようにという取り組みや、また、学校だより等でもそういったことが起きないように、誰でもなり得ることだと書かれている学校がありました。
- 園田教育長 今回の緊急事態宣言下での学校の対応を心配していましたが、よもや一斉休業はないと思いながら、緊張して政府の動向を見ていました。幸いにも休業の必要はないということ割と早い段階でアナウンスしてもらったので、何とか対応ができてありがたいと思っています。この中での大きな論拠としては、「これまでのところ学校において大きなクラスターは発生していない」ということです。

「学校は感染防止に努めながら学校を開けていい」というのが大きな論点になっていますので、今後とも引き続き、感染症予防については十分力を入れて進めてもらい、何とか卒業式を迎えたいと思っていますのでよろしくお願いします。

この件でほかになければ次に入ります。報告事項のそれ以外のその他で何かありますか。

- 佐藤図書館長 図書館から、現在、市役所能力7階に開設しています中央図書館臨時窓口の終了について報告します。中央図書館の大規模改修工事に伴い、中央図書館は長期休館中ですが、その間の対応として市役所7階で、令和2年7月から臨時窓口を開設しています。大規模改修工事が現在順調に進捗していき、最終的な外構工事も含めた終了は3月中旬頃の完了を目指しています。内装が仕上げの工事に入っており、2月半ばには完了する予定ですので、今後はリニューアル開館の準備に入っていくため、臨時窓口は令和3年2月8日曜日の午後5時までで終了とします。その後、引っ越しに向けた準備を行っていくため、現在は市役所の本庁舎並びに下里小学校で分散して事務室を構えて作業していますが、職員は

2月15日以降中央図書館に戻り、今後は書架の設置、蔵書の再配架などのリニューアルに向けた準備等々に入っていきます。2月8日の午後5時で臨時窓口を終了しますので、利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが地区館3館は通常どおり開館していますので、そちらをご利用いただきたいと思います。

○園田教育長 利用者にはしっかりとお伝えして、混乱のないようにお願いしたいと思います。

◎議案第1号の上程 説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 日程第3、「議案第1号 令和2年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第1号 令和2年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」、上記の議案を提出する。令和3年1月19日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳しくは各担当から説明します。

○栗岡教育総務課長 「議案第1号 令和2年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」補足説明をします。

添付資料の1ページをご覧ください。資料上段に総括表があります。今回の一般会計3月補正予算の教育費に係るものとして、歳入予算では2億3,843万円の増額があります。歳出予算では教育総務費から保健体育費までありますが、これらを差し引きしますと9億5,696万円の増額となる補正予算となっています。今回は49の事業について補正予算を計上していますが、そのうち29事業の補正の理由が新型コロナウイルス感染症対策のための事業中止により予算の減額を行うもので全て同じ理由となりますので、番号の横に黒い星印を表記しています。ついては、星印表記のない事業について各課から順次説明していきます。

先ず、教育総務課所管分として、資料2ページの番号5「小学校運営事務」と、3ページの番号15「中学校運営事務」は、市立小・中学校で使用する光熱水費の3月末までの使用推計において不用額が見込まれることから予算の減額を行うものです。2ページの番号6「小学校施設維持管理事業」と3ページの番号16「中学校施設維持管理事業」は小・中学校の各種保守点検委託契約に差金が生じたため予算の減額を行うものです。5ページ中段の歳入歳出予算のいずれにも関わるものとして、番号1「統合型校務支援システム導入事業」、番号2「GIGAスクール端末整備事業」、6ページの番号3「家庭学習通信環境整備事業」はいずれも各事業におけるシステム導入で、ネットワーク環境整備などに必要な委託契約に差金が生じたことにより減額を行うものです。6ページの番号4「第三小学校東校舎棟大規模改造工事」、番号6「第九小学校西校舎棟他中規模改造他工事」、7ページ下段の番号10「下里中学校南校舎棟大規模改造工事」はいずれも施設整備プログラムに基づき施設の老朽化に伴う大規模・中規模工事を行うものです。この工事に伴う国庫交付金の前倒し採択を受けるためには令和2年度中に予算措置が必要となることから、補正予算を計上するものです。なお、今年度中の事業完了が困難であるため、併せて繰越明許を設定しています。6ページの番号5「第五小学校普通教室整備及び職員室改修工事」、7ページの番号7「小山小学校普通教室他整備工事」は学級数増への対応として既存教室の普通教室への改修などとともに、空調機の設置、電源工事などを併せて行うものです。こちらも国の交付金の前倒し採択を受けるために補正予算を計上するもので、併せて繰越明許を設定しています。なお、これらの増額補正を要求している工事のうち、既に交付金の採択を受けている第九小学校以外の工事は交付金の交付決定が令和3年度当初予算の議案提出までに確定していないことから、令和3年度予算にも同一の内容で予算計上しています。7ページの番号8「小学校改修事業」、番号9「中学校改修事業」は本年度実施している施設の改修等に係る設計委託並び

に工事等の契約の差金が生じたため減額を行うものです。なお、事業費の確定に伴い補助金交付額に加算があったため歳入予算に計上し、財源更正を併せて行っています。

教育総務課の所管する補正予算の説明は以上です。

- 白土学務課長 学務課の所管する補正予算です。4ページの22番「中学校就学支援事業」です。これは就学援助費の給食分において給食の喫食率が当初予定を下回る見込みであるため、予算の減額を行うものです。
- 板倉生涯学習課長 生涯学習課の関連の補正予算について説明します。同じく4ページの27番「生涯学習センター管理運営事業」ですが、これは生涯学習センターのスプリンクラーに故障が生じ修繕するための予算を計上するものです。なお、本年度中の事業の完了が困難であるため繰越明許費の設定をしています。5ページ上段の30番「土地借上料」です。これは運動施設の土地借上料に差金が生じたため予算の減額を行うものです。
- 佐藤図書館長 図書館に係る補正予算です。5ページの番号31の「図書館施設維持管理事業」は光熱水費になります。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休館で、中央図書館が今年度は開館できないまま大規模改修工事まで長期休館に入りました。そちらの影響とともに、大規模改修工事中の光熱水費が当初の見込みを下回るため予算減額を行うものです。続いて32番の「資料情報の提供管理事業」です。これは文書等交換業務委託について委託契約に差金が生じたため予算の減額を行うものです。9ページの17番「中央図書館大規模改造事業」です。大規模改造に係る諸々の契約が入札により契約差金が生じたため予算の減額を行うものです。併せて歳入についても契約に伴い、減額補正するものです。
- 園田教育長 本件についてご質問はいかがですか。
- 尾関教育委員 意見ですが、コロナによって様々な事業が減額になっていますがこれを奇貨として新しい予算で全部減らされないように、きっちり確保していくことをお願いします。
- 園田教育長 ご質問はよろしいでしょうか。それでは、尾関委員から討論としてのご意見が出ていますがほかに討論はありますか。

よろしければこれより採決に入ります。「議案第1号 令和2年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算（案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって議案第1号は承認することに決しました。

◎議案第2号の上程 説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 続いて、日程第4、「議案第2号 東久留米市文化財の指定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第2号 東久留米市文化財の指定について」、上記の議案を提出する。令和3年1月19日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、東久留米市文化財保護審議会の答申に基づく文化財について、文化財の保護と活用に資するため、東久留米市指定文化財に指定する必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。
- 板倉生涯学習課長 議案第2号について補足説明します。本案は令和元年9月2日の令和元年第9回教育委員会定例会にて諮問しました有形民俗文化財の村野家（屋号・天神前）の衣食住資料及び商いと糸繭飛白縞（いとまゆかすりじま）資料及び有形文化財の里道調（りどうしらべ）の2件について、東久留米市文化財保護審議会においてご審議いただき、指定の答申をいただいたものです。本日議決いただければ告示の手続きを進め、告示後に所有者への通知と、教育委員会経由での文化庁への報告を行い、広報等を活用して周知していく予定となっています。なお、村野家（屋号・天神前）の衣食住資料及び商いと糸繭飛白縞資料に

については、文化財保護条例第4条第2項の規定に基づき、所有者からあらかじめ指定の同意をいただいています。

それでは、市指定文化財候補1をご覧ください。1件目は国登録有形文化財になっている村野家住宅に収蔵されている民具です。名称は「村野家（屋号・天神前）の衣食住資料及び商いと糸繭飛白縞資料」です。種別は有形民俗文化財。所在は柳窪四丁目15番41号で、年代は江戸時代末期から昭和初期のものです。村野家は初代七次郎から二代目七次郎の時代にかけては農業のほかに肥料商を営み、二代目の時にはさらに糸繭商や飛白縞買継商、金融業でも成功を収めたほか、新教育令の下で北多摩郡の学務委員、久留米村成立前の初代連合戸長も務めています。村野家の主屋・穀蔵・土蔵・新蔵・北の納屋には衣食住に関する生活用具ほか多くの民俗資料が収蔵されていることから、平成28年・29年度の2か年にわたり調査を行った結果、合計433点の民具が確認されました。指定に当たっては衣食住と商い関係というコレクションごとの指定が適当であるということで、コレクションとしてまとめられない18点を除き、衣食住資料383点、商いと糸繭飛白縞関係資料32点の計415点を指定対象としました。これらは時代的・地域的な特色を示すものとして貴重であることはもちろん、衣食住資料は「着る」「食べる」「住まう」という暮らしの技や知恵、商いと糸繭飛白縞関係資料は肥料商に始まり、糸繭や飛白縞という時代の動向に即した商いが農村部において展開されていた様子を知る上でも重要であるため指定するものです。

続いて、市指定文化財候補2をご覧ください。名称は里道調。種別は有形文化財で、市郷土資料室で所蔵しているものです。明治21年（1888年）8月に、前沢村ほか9か村連合戸長役場が作成した道路に関する調査報告書で、明治時代の道路の法的な扱いと、現在の東久留米市域の道路の様態が具体的に分かる歴史的な公文書です。「神奈川県管下」界紙（青色野紙）を使用し、村ごとに1等里道・2等里道について記載されており、「北多摩郡前沢村外九ヶ村略図 戸長岸宇左衛門」が添付されています。また、巻末には明治23年7月に作成された「久留米村里程図」及び明治24年2月付の久留米村村長からの上申書が付され、全20頁（地図2枚）、こより綴じとなっています。

『里道調』は、明治21年4月の「市制・町村制」公布から明治22年4月1日の久留米村成立の間に作成されたものであり、その中で3ヶ村が現在の黒目川を「久留米川」と表記しています。明治時代では最古の「久留米川」の表記であり、しかも、久留米村誕生の前年に当たることから、久留米村の村名の由来を推測できる唯一の具体的な資料として、その価値が高く、指定するものです。

- 園田教育長 ご質問はありますか。
- 尾関教育委員 文化財候補2の「最古の『久留米川』の表記であり」とありますので、これによって他のいろいろな資料をさらに踏み込んだ表現に変えていく必要がありますか。
- 板倉生涯学習課長 『里道調』の中から分かるのは、久留米村の成立前に「久留米川」という川の名称が3ヶ村で使われていて、「久留米川」という川の名前がそのまま「久留米村」の名前につながっていったのではないかと推測できる資料として今考えられているということです。「久留米村」成立の名前そのものについては諸説ある中で、こちらの方が現存する資料として有力な資料としてあるのではないかと考えられるということです。
- 尾関教育委員 断定はできないと…。残念です。
- 園田教育長 1番は個人の所有物ですね。
- 板倉生涯学習課長 はい。
- 園田教育長 そうなると市民が見たいと思ってもなかなか見る機会がないのでは。毎日公開というわけにはいかないでしょうが、そういう機会は設けられますか。
- 板倉生涯学習課長 村野家住宅の公開については、現在はコロナ禍において中止させていただいていますが春と秋に公開事業をしていますので、指定された文化財はそこで一部ご覧い

ただけます。しかし、個人の所有物ですので通常は非公開です。

○園田教育長 今回指定されたものはいずれ見る機会が出てくるだろうということです。

○板倉生涯学習課長 はい、一部についてはその予定です。

○園田教育長 その他、ご質問はいかがですか。

よろしければ、討論に入りたいと思いますが、討論はありますか。

(「討論省略」の声あり)

討論省略です。これより採決に入ります。「議案第2号 東久留米市指定文化財の指定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第2号は承認することに決しました。

◎議案第3号の上程 説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 続いて日程第5月、「議案第3号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第3号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」、上記の議案を提出する。令和3年1月19日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由は体育施設を廃止するため規定を整備する必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。

○板倉生涯学習課長 議案第3号について補足説明します。現在、ゲートボール場としてご利用いただいています東本町ゲートボール場については地権者から令和3年度中に土地を返還するよう求められ、当該体育施設を廃止することから条例の規定を改めるよう依頼するものです。内容としましては、市民体育施設の名称及び位置を規定しています別表第一から東本町ゲートボール場の項を削除するものです。また、地権者から令和3年12月まではゲートボール場として引き続き利用し、令和4年1月以降、原状回復工事を実施し、返還するスケジュールでお申し出いただいていますことから、本条例の施行日は令和4年1月1日としています。なお、現在同施設を利用されている団体に対しては本条例制定後に直接ご連絡し、学園町ゲートボール場などの他の施設において活動を継続していただくよう調整していくことを予定しています。

○園田教育長 ご質問はありますか。よろしければ、討論はありますか。

(「討論省略」の声あり)

討論省略です。これより採決に入ります。「議案第3号 東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって、議案第3号は承認することに決定しました。

◎閉会の宣告

○園田教育長 以上で令和3年第1回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午後零時09分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和3年1月19日

教育長 園田 喜雄 (自 書)

署名委員 馬場 そわか (自 書)